

災害時における応急調査業務に関する基本協定

川北町（以下「甲」という。）と、一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、甲が所有若しくは管理する道路、河川施設等（以下「公共土木施設」という。）が、台風、豪雨、豪雪、地震、その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災する恐れがある場合における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下、「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、公共土木施設の応急調査業務の実施に関する基本事項を定めることにより、災害時における公共土木施設の被害の拡大、二次災害の防止並びに迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（応急調査業務の内容）

第2条 甲が乙、丙及び丁に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被害の規模や内容を直ちに把握するために行う初期調査
 - ア 公共施設等の被災状況の目視による点検
 - イ 公共施設等の被災状況の調査及び写真撮影
 - ウ 公共施設等の被災状況の概略図の作成
 - エ 費用負担を伴わない範囲での技術的助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要に応じて要請する緊急的な調査

（経費負担）

第3条 応急調査業務の実施に要する経費は、第2条第1号に掲げる業務に係る費用にあつては、乙、丙及び丁が負担するものとし、第2条第2号に掲げる業務に係る費用にあつては、甲が負担するものとする。

（協力要請）

第4条 応急調査業務が必要となった場合に、甲は、乙、丙及び丁に対し、当該調査の実施について協力を要請するものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の要請があつたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（細目協定）

第5条 甲と乙、丙及び丁は、応急調査業務を円滑に実施するための実施の細目に関する協定を別に締結する。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも文書により何らの意思表示がなされないときは、引き続き同一内容で1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年10月6日

甲 石川県能美郡川北町壺ツ屋174番地
川北町長 前 哲 雄



乙 石川県金沢市寺町3丁目9番41号
一般社団法人 石川県建設コンサルタント協会
会 長 新 家 久 司



丙 石川県金沢市示野町西8丁目番地
一般社団法人 石川県測量設計業協会
会 長 新 家 久 司



丁 石川県金沢市示野町西7番地
一般社団法人 石川県地質調査業協会
会 長 尾 蔵 博

